

## 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

国においては、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満 4 歳以上児の職員配置基準を 30 対 1 から 25 対 1 へ、満 3 歳児の職員配置基準を 20 対 1 から 15 対 1 へ改正を行った。

本市においても、この改正を受け、教育・保育施設の職員配置を定める各条例について所要の改正を行うものである。

### 2 改正する条例

条例番号	国命令等	条例名	対象となる認可・認定施設
1	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 29 号)	幼保連携型認定こども園
2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成 31 年条例第 1 号)	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 30 号)	小規模保育事業 事業所内保育事業
4		青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 74 号)	保育所

### 3 改正内容（条例番号 1～4 共通） ※いずれも国命令等のおりの改正

(1) 各教育・保育施設における満 3 歳児及び満 4 歳以上児の職員配置基準を下表のとおり改正する。

区分	改正前	改正後
満 3 歳児	おおむね <u>二十人</u> につき一人	おおむね <u>十五人</u> につき一人
満 4 歳以上児	おおむね <u>三十人</u> につき一人	おおむね <u>二十五人</u> につき一人

(2) 附則（経過措置）

改正後の職員配置基準に従って職員等を配置した場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の職員配置基準が効力を有する旨定める。

### 4 施行期日

公布の日から